

島交規甲第801号
令和元年12月17日

各 警 察 署 長 殿

保存期間	5 年
------	-----

島 根 県 警 察 本 部 長

通学路の交通安全の確保に向けた取組の推進について（通達）

通学路の交通安全の確保に向けた取組については、通学路の交通安全の確保に向けた取組の推進について（平成26年1月16日付島交規甲第57号本部長通達。以下「旧通達」という。）に基づき市町村教育委員会が主体となって策定された通学路交通安全プログラムにより実施しているところであるが、この度、旧通達の保存期間が満了することに伴い、新たに保存期間を設けて指示することから、引き続き関係機関と連携の上、実効の上がるように努められたい。

なお、旧通達については、令和元年12月16日限り、その効力を失う。

記

1 通学路の交通安全確保に向けた取組

(1) 定期的な合同点検の実施

各市町村の通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関と連携の上、定期的な合同点検を実施すること。

(2) 対策の推進

合同点検の結果、警察が行うべきと認められた対策については、計画的な推進に努めること。なお、交通規制の実施及び交通安全施設の整備を内容とする対策については、事前に交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）と協議すること。

2 推進上の留意事項

(1) 効果的な合同点検の実施

合同点検を実施するに当たっては、積雪地帯や沿岸部などの気候・地勢、道路交通の状況及び通学実態等の地域の特性を踏まえ、それぞれの特性に応じた課題を設定するほか、児童、保護者等通学路を実際に利用している者に合同点検への参加を求めるなど、合同点検が効果的なものとなるよう努めること。

(2) 交通規制の見直しの推進

合同点検を通じて、通学実態に応じた通行禁止規制の規制時間の見直しや廃校に伴う交通規制の廃止など、通学路の利用実態に応じた交通規制となるよう見直しを図ること。

(3) 積極的な情報発信

点検結果や対策実施状況について、関係機関と連携の上、インターネットや広報誌等の各種広報媒体を活用し、地域住民、道路利用者等に対して積極的な情報

発信を行うこと。

なお、通学路対策として新たに交通規制を実施する場合は、当該交通規制に関する情報について、各種広報媒体を活用した積極的な広報を実施するなど、地域住民や道路利用者に対する周知を図ること。

(4) 情報提供

対策実施後の効果を把握する場合、交通事故の発生状況等効果検証に必要な資料で提供が可能なものについては、積極的に情報提供を行うこと。

3 報告

次の場合は、交通規制課宛に申報形式で報告すること。

(1) 合同点検を実施した場合

この場合、作成した危険箇所票のうち警察が行うべき対策が含まれたものの写しを添付すること。

(2) 警察対策を実施した場合

この場合、実施内容を追記した危険箇所票の写しを添付すること。

(3) 好事例、先進的事例と認められる施策を実施した場合

4 その他

通学路交通安全プログラムを策定するに至った平成25年の文部科学省、国土交通省、警察庁の三省庁通知及び合同点検を実施するにあたり市町村教育委員会が作成する危険箇所対策一覧表等の様式【案】を参考添付する。

別添 〔略〕